

新			
(別紙)			
やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準			
税額等による階層区分		上限月額	障害児通所支援事業所
階層区分			徴収金基準額 (日額)
A	(略)	(略)	(略)
B	(略)	(略)	(略)
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割のみの課税世帯	(略)	(略)
D1	12,000円以下	(略)	(略)
D2	12,001円から 30,000円まで	(略)	(略)
D3	30,001円から 60,000円まで	(略)	(略)
D4	60,001円から 96,000円まで	(略)	(略)
D5	96,001円から 189,000円まで	(略)	(略)
D6	189,001円から 277,000円まで	(略)	(略)
D7	277,001円から 348,000円まで	(略)	(略)
D8	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 348,001円から 465,000円まで	(略)	(略)
D9	465,001円から 594,000円まで	(略)	(略)
D10	594,001円から 716,000円まで	(略)	(略)

旧			
(別紙)			
やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準			
税額等による階層区分		上限月額	障害児通所支援事業所
階層区分			徴収金基準額 (日額)
A	被保護者等	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税は非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	1,100	100
C2	当該年度分の市町村民税のうち所得税が課税の者	1,600	200
D1	15,000円以下	2,200	300
D2	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	3,300	400
D3	40,001円から 70,000円まで	4,600	500
D4	70,001円から 183,000円まで	7,200	700
D5	183,001円から 403,000円まで	10,300	1,000
D6	403,001円から 703,000円まで	13,500	1,300
D7	703,001円から 1,078,000円まで	17,100	1,700
D8	1,078,001円から 1,632,000円まで	21,200	2,100
D9	1,632,001円から 2,303,000円まで	25,700	2,500

D11	716.001円から 864.000円まで	(略)	(略)
D12	864.001円から 1.056.000円まで	(略)	(略)
D13	1.056.001円から 1.238.000円まで	(略)	(略)
D14	1.238.001円から 1.439.000円まで	(略)	(略)
D15	1.439.001円以上	(略)	(略)

D10	2.303.001円から 3.117.000円まで	30,600	3,000
D11	3.117.001円から 4.173.000円まで	35,900	3,500
D12	4.173.001円から 5.334.000円まで	41,600	4,000
D13	5.334.001円から 6.674.000円まで	47,800	4,600
D14	6.674.001円以上	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額

1 障害児の扶養義務者(障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。

2 (略)

3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、6に該当する場合を除き、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
 (2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 (3) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者となし、所得割の額を算定するものとする。
 (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
 ア 同法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
 イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者であつて、小学校就学前児童(障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。)が二人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児一人当たりの徴収金基準額(日額)とする(6に該当する場合を除く。)

第1欄	第2欄
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

備考

1 障害児の扶養義務者(障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。

2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。

3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、6に該当する場合を除き、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障害0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。
 ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律5号)附則第59条第1項、附則第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項

5 C1及びC2並びにD1からD14までの税額等による階層区分の者であつて、小学校就学前児童(障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。)が二人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児一人当たりの徴収金基準額(日額)とする(6に該当する場合を除く。)

第1欄	第2欄
障害児(小学校就学前児童であるものを除く。)及び小学校就学前最年長児童(扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。以下同じ。)である障害児	徴収金基準額(日額)に定める額
扶養義務者の小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児童を除く)小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。)	徴収金基準額(日額)に定める額に0.5を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円

備考

6 C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者(扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であつた者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属(当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であつた者を除く。)(当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。)をいう。以下同じ。)が二人以上いる扶養義務者であつて、当該扶養義務者及び当該扶養義務者同一の世帯に属する者についてやむを得ない事由による措置を行った月の属する年度(やむを得ない事由による措置を行った月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第4号に規定された市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児一人当たりの徴収金基準額(日額)とする。

第1欄	第2欄
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

6 C2並びにD1からD14までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者(扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であつた者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属(当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であつた者を除く。)(当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。)をいう。以下同じ。)が二人以上いる扶養義務者であつて、当該扶養義務者及び当該扶養義務者同一の世帯に属する者についてやむを得ない事由による措置を行った月の属する年度(やむを得ない事由による措置を行った月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第4号に規定された市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児一人当たりの徴収金基準額(日額)とする。

第1欄	第2欄
扶養義務者の障害児(小学校就学前負担額算定基準者(負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同じ。))であるものを除く。)	徴収金基準額(日額)に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者(小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。)である障害児(全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。)	徴収金基準額(日額)に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児(負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。)	徴収金基準額(日額)に定める額に0.5を乗じて得た額
扶養義務者の小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。)(全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。)	徴収金基準額(日額)に定める額に0.5を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円